

●使用申請が必要となる場合

- ・販売を伴うマルシェなどの開催やコンサートなどの興行を行う場合
- ・競技会や展示会，集会など多くの人が集まる場合
- ・その他，公園の全部又は一部を独占して使用する場合

●使用時間

午前9時から午後5時まで（準備・リハーサル，撤収まで含む）

※前日からの準備が必要な場合は準備日の分の使用申請をしてください。

※年末年始（12/29～1/3）は休園日のため，ご使用いただけません。

●使用の制限

- ・同じ日に2組以上の異なる団体または個人が使用することはできません。
（例）9時から12時まではAさんがコンサート会場として使用し，12時から17時までには別のBさんがマルシェの会場として使用することは不可。
- ・同一使用者による土日祝の使用日数は，原則ひと月に2日までの使用とします。
これによりがたい場合は，ご相談ください。

●使用料金

屋外芝生広場，復元家屋，交流施設内 展望・交流・学習コーナー，展示室，事務所東側展示スペースについては，総社市行政財産使用料徴収条例に定める規定に基づいて算定します。

大型車両用駐車スペースについては，総社市道路占用料徴収条例の規定に基づいて算定しています。

また，原則，既納の使用料は還付いたしません。

R6年度 使用料

屋外芝生広場	1,540 円
大型車両用駐車スペース	4,441 円
復元家屋	1,720 円
交流施設内 展望・交流・学習コーナー	1,340 円
交流施設内 展示室	2,570 円
交流施設内 事務所東側展示スペース	440 円

●使用料金の減免について

次のいずれかにあてはまる場合は、使用料金が全額免除となります。

- (1) 総社市行政財産使用料徴収条例第7条第1項第1号から第3号
- (2) 総社市道路占用料徴収条例第5条第1項第1号から第3号
- (3) 総社市内に在住，在勤，在学の方で営利を目的としない場合の使用
- (4) 市が共催及び後援するもの

●使用手続き

	時期	使用者が行う手続き	公園管理者による対応
① 仮 予 約	使用日 6 か月 前から 3 か月 前までに	・ 空き状況の問い合わせ ・ 使用相談（企画書，会場レイアウト図等の提出）	・ 空き状況の回答 ・ 企画書の確認等
		仮予約の成立	
② 申 請	使用日 3 か月 前から 2 週間 前までに	・ 「行政財産使用許可申請書」提出 「広報そうじゃ」に掲載希望の場合は，3 か月前の月の末日までに申請書の提出が必要	申請書受理以降 ・ 使用許可証の発行 ・ 納付書の発行
③ 支 払	使用前日まで	・ 納付書により使用料等を支払う	

(例) 使用日が10月1日の場合

①仮予約 4月1日～7月1日

②申請 7月1日～9月17日

申請は先着順での受付です。ただし，使用者が総社市である場合などの手続きは，この限りではありません。また，総社市等による使用を優先するため，使用を制限させていただく場合がございます。

●使用の際の問い合わせ先

総社市文化スポーツ部文化芸術課

総社市中央三丁目 1-102（総社市総合文化センター内）

TEL:0866-92-3491 mail:e-bunkact@city.soja.okayama.jp

受付時間 8：30～17：15 月曜日及び年末年始は休業

●禁止事項

- ・敷地内での飲酒及び喫煙（喫煙スペースはありません）
- ・酒類，たばこの販売
- ・許可を受けないで所定の場所以外で火気を使用すること
- ・申請内容と異なる目的での使用や，許可のない現状変更
- ・第三者への又貸し
- ・その他，総社市行政財産使用料徴収条例，及び総社市道路占用料徴収条例に定められた禁止事項

●使用上の注意

- ・公園の使用にあたり，法令上必要な保健所，消防本部・署，警察署等への手続きは，全て使用者で責任をもって行ってください。
- ・近隣への騒音，渋滞等のトラブルがないよう十分配慮してください。
- ・一般の来園者の来園を制限すること（貸し切り）は認めません。
- ・一般の来園者の公園利用の妨げとならないよう，配慮してください。
- ・駐車場の台数には限りがあります。多数の来客が見込まれる場合は，乗り合わせでの来場を呼び掛け，臨時駐車場の手配，警備員の配置などの対策を必ず行ってください。
- ・許可なく，敷地内の電源を使用しないでください。
- ・許可を受けている期間を超えて，使用者の私物を放置することはご遠慮ください。
- ・使用中に発生した事故やトラブルについて総社市では一切責任を負いません。
- ・ゴミ等は主催者で責任をもって処分してください。

上記の対応を行っていただけない場合は，使用をお断りさせていただく場合がございます。